

自己評価にあたっての留意事項

平成24年 4月 1日版 (平成24年 4月 1日施行)

1 全般的な留意事項

技術評価点自己評価表(以下「自己評価表」という。)(別記様式第1号)の提出にあたっては、入札公告で掲げる総合評価方式個別説明書(以下「個別説明書」という。)を確認の上、あらかじめ新潟市建設工事総合評価方式試行要領で定める技術資料(別記様式第2号～第8号)を作成し、漏りがないように注意してください。

【特定共同企業体(以下「企業体」という。)で入札に参加する場合の注意事項】

- ① 企業体の出資比率にかかわらず企業体の構成員全員を技術評価します。ただし、配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事実績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに「地域・社会貢献度の「市内企業の活用」の評価項目を除きます。
- ② それぞれ評価項目の評価点の算出は、各評価項目ごとに構成員全員の評価点を算出し、その平均点(少数点以下第3位四捨五入2位止)を求めて行なうものとします。
- ③ 構成員の自己評価にあたっての留意事項についても、この「自己評価にあたっての留意事項」に記載する内容と同様です。

【落札候補者となった場合】

契約担当課から落札候補者となった旨が通知され、技術資料及びその内容を証明する資料の提出が必要となります。
当該提出資料については、落札候補者決定の公表後、その翌日までに契約担当課に持参のうえ提出していただきます。事前に準備しておいてください。

【当該入札が無効となり失格となる場合】

下記の場合は、当該入札が無効となり失格となります。十分ご注意ください。

- ① 「自己評価表」において配置予定技術者の氏名が未記入の場合
- ② 簡易型における「簡易な施工計画書」が白紙である場合など不適切な場合
- ③ 提出期限内(契約担当課から落札候補者となった旨が通知された日(落札候補者決定の公表日)の翌日、ただし、翌日が休日の場合は、次の開庁日)に技術資料及びその内容を証明する資料の提出がない場合

【「自己評価表」に修正の必要がある場合】

一度提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合、提出期限内であれば何度でも再提出可能ですが、一番最後に提出された「自己評価表」をもって技術評価します。

【審査に関して】

- ① 落札候補者が提出する技術資料(別記様式第2号～第8号)等で施工実績の規模等が判断できない場合や書類等に不備がある場合、もしくは疑義が生じた場合などにおいては、下表右欄の「落札候補者となった場合」に記載した提出書類等以外に技術資料の内容を証明する書類の提出を求める場合があります。
- ② 上記技術資料の内容を証明する書類の追加提出を求められた場合、落札候補者は、速やかな対応を取らなければなりません。
- ③ 上記技術資料の内容を証明する書類の追加提出がない場合もしくは速やかな提出がされない場合や書類等の記載内容によっては、自己評価による技術評価点を市で修正し総合評価点を算定し直します。
- ④ その結果、総合評価点が変わったことにより落札候補者でなくなる場合がありますのでご注意ください。

技術資料(別記様式第1号～第8号)の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止となる場合がありますので、十分ご注意ください。

【注意事項】
今回の主な改定・加筆箇所を「赤文字」で表記しています。

「公告日」とは、案件ごとの入札公告の公表日のことです。

「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までのことです。
過去4か年度・・・平成20年度から平成23年度
(平成20年4月1日から平成24年3月31日)
過去10か年度・・・平成14年度から平成23年度
(平成14年4月1日から平成24年3月31日)

電子申請システムでは、添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されていますので、自己評価表などを添付する際、ファイル名は次のとおりにしてください。

入札公告の【案件番号】 + 入札参加者名簿の【業者コード】 + 下記の【様式名】

【様式名】
自己評価表・・・yousiki8-n'テン番号
簡易な施工計画書・・・yousiki3
補充図面等・・・yousiki3hokan

※テン番号は案件により変わります。

【例】自己評価表の添付ファイル名
2010100001_0000012345_yousiki8-A01.xls

※公告に添付されたファイル名のままとし、変更しないでください。

また、平成23年10月4日付で新潟市技術管理課ホームページに掲載した「技術資料提出における注意事項」と取り扱いきる番号を案内ページで案内し、取り扱えない資料作成に努めてください。

<END>

問い合わせについて

- ① お問い合わせの際は、大変お手数をおかけいたしますが、メールもしくはFAX等の記録の残る方法でお問い合わせください。
- ② 電話でのお問い合わせにつきましては、申し訳ございませんが受け付けておりませんので、ご了承ください。

新潟市 都市政策部 技術管理センター 技術管理課
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

FAX 025-225-3500
E-Mail gjjutsu@city.niigata.lg.jp

前版から変更ありの場合 [●]

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点ランク
			特別簡易型			特別簡易型			簡易型			
			企業育成型	通常型								
I型	II型	I型	II型	III型	I型	II型	III型					
企業の能力 工事の施工能力(必須)	工事成績(平均点)	80点以上	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	5.0	5.0	6.0	4	
		70点以上80点未満	(a-70) × 0.4	(a-70) × 0.4	(a-70) × 0.5	(a-70) × 0.5	(a-70) × 0.6	(a-70) × 0.5	(a-70) × 0.5	(a-70) × 0.6	3	
		65点以上70点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2	
		65点未満(マイナス評価とする)	(a-65) × 0.8	(a-65) × 0.8	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.2	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.2	1	
		実績なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	

工事成績評定点の平均点：
a
(少数点以下第3位四捨五入2位止)
(現年度を含まず、過去4か年度の評定点 ※1＝右記に示す【B】工事成績評定の対象期間についてをご覧ください)
(対象とする工種及び期間は案件ごとに定める)

自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績の取り扱い 構成員の平均値採用	落札候補者となった場合																																														
<p>工事成績(平均点)については、新潟市で採点します。</p> <p>工事成績評定点は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。(水道局が発注した工事については、評価の対象としません。)</p> <p>入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「工事成績平均点」に記載される対象工(業)種の区分(下記【A】【B】の区分)で評価します。</p> <p>なお、総合評価に係わる工事成績評定点の問合せには原則として応じません。(落札候補者の公表時の疑義照会を除く。)</p> <p>【A】 発注する工(業)種と工事成績評定点の工(業)種について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注する工(業)種等</th> <th>種別等</th> <th>工事成績評定点の工(業)種等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土木一式</td> <td>下水道管更生</td> <td>①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績</td> </tr> <tr> <td>上記以外の工事</td> <td>②土木一式のうち上記以外の成績、とび・土工・コンクリート(交通安全施設及び躯体を除く)及び鋼構造物の成績</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">とび・土工・コンクリート</td> <td>交通安全施設</td> <td>交通安全施設の成績</td> </tr> <tr> <td>躯体</td> <td>躯体の成績</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物</td> <td></td> <td>②の成績</td> </tr> <tr> <td>造園</td> <td></td> <td>造園の成績</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td></td> <td>塗装の成績</td> </tr> <tr> <td>建築一式</td> <td></td> <td>建築一式の成績</td> </tr> <tr> <td>管</td> <td></td> <td>管の成績</td> </tr> <tr> <td>電気及び電気通信</td> <td></td> <td>電気及び電気通信の成績</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td></td> <td>防水の成績</td> </tr> <tr> <td>機械器具設置</td> <td></td> <td>機械器具設置の成績</td> </tr> <tr> <td>上記以外のその他の工(業)種</td> <td></td> <td>全ての成績</td> </tr> </tbody> </table> <p>【B】 工事成績評定の対象期間について (※1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公告月日</th> <th>工事成績評定点対象しゅん工年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日～5月31日</td> <td>公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで (例：平成24年4月17日公告の案件)</td> </tr> <tr> <td>6月1日～翌年3月31日</td> <td>公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで (例：平成24年6月19日公告の案件)</td> </tr> </tbody> </table>	発注する工(業)種等	種別等	工事成績評定点の工(業)種等	土木一式	下水道管更生	①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績	上記以外の工事	②土木一式のうち上記以外の成績、とび・土工・コンクリート(交通安全施設及び躯体を除く)及び鋼構造物の成績	とび・土工・コンクリート	交通安全施設	交通安全施設の成績	躯体	躯体の成績	鋼構造物		②の成績	造園		造園の成績	塗装		塗装の成績	建築一式		建築一式の成績	管		管の成績	電気及び電気通信		電気及び電気通信の成績	防水		防水の成績	機械器具設置		機械器具設置の成績	上記以外のその他の工(業)種		全ての成績	公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日	4月1日～5月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで (例：平成24年4月17日公告の案件)	6月1日～翌年3月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで (例：平成24年6月19日公告の案件)	共同企業体での工事成績評定点は、出資比率に関わらず対象としませぬ。	資料の提出は、必要ありません。
発注する工(業)種等	種別等	工事成績評定点の工(業)種等																																														
土木一式	下水道管更生	①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績																																														
	上記以外の工事	②土木一式のうち上記以外の成績、とび・土工・コンクリート(交通安全施設及び躯体を除く)及び鋼構造物の成績																																														
とび・土工・コンクリート	交通安全施設	交通安全施設の成績																																														
	躯体	躯体の成績																																														
鋼構造物		②の成績																																														
造園		造園の成績																																														
塗装		塗装の成績																																														
建築一式		建築一式の成績																																														
管		管の成績																																														
電気及び電気通信		電気及び電気通信の成績																																														
防水		防水の成績																																														
機械器具設置		機械器具設置の成績																																														
上記以外のその他の工(業)種		全ての成績																																														
公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日																																															
4月1日～5月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで (例：平成24年4月17日公告の案件)																																															
6月1日～翌年3月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで (例：平成24年6月19日公告の案件)																																															

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績 の取り扱い 構成員の 平均値採 用	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり		
			特別簡易型			特別簡易型			簡易型									
			企業育成型	通常型		I型	II型	III型	I型	II型	III型							
同種工事の工事 実績	主任技術者（監理技術者） として従事した同種工事での 工事実績評定点 （現年度を含まず、過去 4ヶ年度の評定点 ※1＝ 企業の能力に示す【B】工 事実績評定の対象期間につ いてをご覧ください） （対象とする同種工事は案 件ごとに具体的に定める）	80点以上あり				1.0	1.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	2	<p>同種工事の工事実績は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。 （水道局が発注した工事については、評価の対象としません。）</p> <p>入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす、過去4ヶ年度内（ただし、4月1日より5月31日までの間は、公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日までとします。）にしゅん工した工事（工事評定点が7.5点以上もしくは80点以上と採点されたもの）が対象となります。</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 配置予定技術者の従事役職が「主任技術者」又は「監理技術者」として従事した場合のみ評価の対象となります。</p> <p>② 配置予定技術者の「同種工事の工事実績」と「同種・類似工事の施工実績」は、同一工事または異なる工事に関わらず評価の対象となります。</p> <p>③ 配置予定技術者の工事実績は、個人としての実績を評価しますので、入札参加者以外の会社に所属していた時の工事実績も評価の対象となります。</p> <p>④ 契約工期全てに従事していた工事、もしくは技術者が途中交代した場合は、当該工事の契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く）の2/3以上に従事していた工事が評価の対象となります。</p> <p>ただし、【国土交通省総合政策局建設業課長発出「監理技術者制度運用マニュアル」の「二 監理技術者等の配置の（4）監理技術者等の途中交代」の項において明記される、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する契約については、当該工事の契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く）の1/3以上に従事していた工事を評価の対象とします。</p> <p>入札に企業体として参加する場合は、当該工事に配置を予定する技術者について評価します。</p> <p><END></p>	共同企業体での工事実績評定点は、 出資比率に関わらず、出資比率に占める比率を とします。 <p><END></p>	<p>技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>配点ランク「2」又は「1」に該当する場合、次の資料を提出してください。</p> <p>①「工事実績評定通知書」の写し</p> <p>②（財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時カルテ受領書等で、配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として従事した期間が確認できるもの</p> <p><END></p>		
		75点以上あり				0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	1.0	1.0	1					
		実績なし				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0	
同種・類似工事の 施工実績 （予定価格5,000 万円以上）	同種類似工事の施工実績 （現年度（公告日前日まで） 及び過去10ヶ年度内の実績） （対象とする実績要件は案 件ごとに具体的に定める）	主任（監理）技術者 としての実績	国、旧公団、都道府県又は 政令指定都市の発注工事の 元請施工実績がある。					1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	2.0	2	<p>入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種・類似工事」の施工実績の要件を満たす現年度（公告日前日まで）及び過去10ヶ年度内にしゅん工した工事が対象となります。</p> <p>【注意事項】</p> <p>配置予定技術者の施工実績は、個人としての実績を評価しますので、入札参加者以外の会社に所属していた時の実績も評価の対象となります。</p> <p>① 配置予定技術者について、現場代理人もしくは担当技術者として従事した場合のみを評価する評価型は、特別簡易型企業育成型I型又はII型で、概ね予定価格が4,000万円未満のものです。</p> <p>配置を予定する技術者の従事した役職が「担当技術者」の場合は、工程管理や安全管理など技術的に携わっていたことを証明する必要があり、証明できない場合の配点ランクは「0」となります。</p> <p>② 配置予定技術者について、現場代理人もしくは担当技術者又は主任技術者もしくは監理技術者として従事した場合に評価する評価型は、特別簡易型企業育成型II型で、概ね予定価格が4,000万円以上5,000万円未満のものです。</p> <p>配置を予定する技術者の従事した役職が「担当技術者」の場合は、上記と同様に、工程管理や安全管理など技術的に携わっていたことを証明する必要があり、証明できない場合の配点ランクは「0」となります。</p> <p>③ 特別簡易型通常型及び簡易型において評価する配置予定技術者の従事役職は、「主任技術者」又は「監理技術者」として従事した場合のみ、評価の対象となります。</p> <p>④ 配置予定技術者の施工実績は、元請業者としての工事実績のみ、評価の対象となります。</p> <p>⑤ 配置予定技術者の「同種工事の工事実績」と「同種・類似工事の施工実績」は、同一工事でも異なる工事でも評価の対象となります。</p> <p>⑥ 契約工期全てに従事していた工事、もしくは技術者が途中交代した場合は、当該工事の契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く）の2/3以上に従事していた工事が評価の対象となります。</p> <p>ただし、【国土交通省総合政策局建設業課長発出「監理技術者制度運用マニュアル」の「二 監理技術者等の配置の（4）監理技術者等の途中交代」の項において明記される、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する契約については、当該工事の契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く）の1/3以上に従事していた工事を評価の対象とします。</p> <p>発注者が下記の場合は、配点ランク「2」に該当します。</p> <p>①国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む）</p> <p>②都道府県</p> <p>③政令指定都市（注1）</p> <p>④旧道路公団（注2）</p> <p>⑤独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む）</p> <p>⑥日本下水道事業団</p> <p>発注者が財団法人や土地改良区などの場合は、配点ランク「1」に該当します。</p> <p>【注1】</p> <p>政令指定都市のうち、新潟市が発注した工事の実績には、合併前にしゅん工した旧新潟市以外（新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村、中之口村、巻町）の工事実績も含まれます。</p> <p>【注2】</p> <p>旧道路公団とは、旧道路公団及び現在、高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことを言います。</p> <p>入札に企業体として参加する場合は、当該工事に配置を予定する技術者について評価します。</p> <p><END></p>	共同企業体の出資比率に関わらず、 当該共同企業体のすべての構成員の技術者に ついて、 実績がある」と認め ます。 <p><END></p>	<p>技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>配置予定技術者が、「担当技術者」として従事した施工実績の場合、従事役職には技術的に携わった担当（工程管理担当者、安全管理担当者、出来形管理担当者、品質管理担当者等）を記載して下さい。</p> <p>契約金額は、最終請負金額（消費税込み）を記入して下さい。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>内容を証明するものとして、下記に掲げるいずれかの書類を提出して下さい。</p> <p>1 公共機関発注の場合は、(1)～(4)のいずれかを提出してください。</p> <p>(1) ①（財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時カルテ受領書</p> <p>②竣工時データの写し</p> <p>(2) 発注機関が発行した「工事実績証明書」（写しても可。ただし公告日から1年以内に発行されたものに限る。）</p> <p>(3) 契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること）（配置技術者を確認できるもの）</p> <p>(4) 施工計画の現場組織表（配置予定技術者が、「担当技術者」として従事した場合）技術的に携わった担当を明確に確認できるもの</p> <p>2 公共機関以外の発注の場合は、(1) (2)の両方を提出してください。</p> <p>(1) 契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること）（配置技術者と工事内容を確認できるもの）</p> <p>(2) 一括下請けがなかったことを証明する書類</p> <p>①契約書に一括下請禁止事項がある場合、契約書の写し。</p> <p>②契約書に一括下請禁止事項がない場合、一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者からの証明書。</p> <p>上記書類で条件を満たす工事規模等および配置予定技術者が技術的に携わったことが明確に判断できない場合は点数が無効となります。必要に応じて工事内容・規模等が確認できる図面等を添付してください。</p> <p>特に、CORINSのデータ入力力が「代表値」となっている場合等は、判断できないことがあります。必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。</p> <p>また、CORINSの竣工時カルテ受領書以外を提出する場合などは、別途、配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるものを提出してください。</p> <p><END></p>	
			実績なし。				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
			現場代理人若しくは担当技術者として従事				1.0											4
			上記以外の発注工事の元請施工実績がある。				0.5											2
			主任技術者（監理技術者）として従事				0.8											3
上記以外の発注工事の元請施工実績がある。				0.4								1						
上記のいずれも実績なし。				0.0								0						
同種・類似工事の 施工実績 （概ね予定価格 2,500万円以上 4,000万円未満）	現場代理人として従事した 同種類似工事の施工実績 （現年度（公告日前日まで） 及び過去10ヶ年度内の実績） （対象となる実績要件は案 件ごとに具体的に定める）	現場代理人若しくは 担当技術者として従 事	国、旧公団、都道府県又は 政令指定都市の発注工事の元請 施工実績がある。					1.0	1.0				2	<p>発注者が下記の場合は、配点ランク「2」に該当します。</p> <p>①国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む）</p> <p>②都道府県</p> <p>③政令指定都市（注1）</p> <p>④旧道路公団（注2）</p> <p>⑤独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む）</p> <p>⑥日本下水道事業団</p> <p>発注者が財団法人や土地改良区などの場合は、配点ランク「1」に該当します。</p> <p>【注1】</p> <p>政令指定都市のうち、新潟市が発注した工事の実績には、合併前にしゅん工した旧新潟市以外（新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村、中之口村、巻町）の工事実績も含まれます。</p> <p>【注2】</p> <p>旧道路公団とは、旧道路公団及び現在、高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことを言います。</p> <p>入札に企業体として参加する場合は、当該工事に配置を予定する技術者について評価します。</p> <p><END></p>	共同企業体での工事実績評定点は、 出資比率に関わらず、出資比率に占める比率を とします。 <p><END></p>	<p>技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>配置予定技術者が、「担当技術者」として従事した施工実績の場合、従事役職には技術的に携わった担当（工程管理担当者、安全管理担当者、出来形管理担当者、品質管理担当者等）を記載して下さい。</p> <p>契約金額は、最終請負金額（消費税込み）を記入して下さい。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>内容を証明するものとして、下記に掲げるいずれかの書類を提出して下さい。</p> <p>1 公共機関発注の場合は、(1)～(4)のいずれかを提出してください。</p> <p>(1) ①（財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時カルテ受領書</p> <p>②竣工時データの写し</p> <p>(2) 発注機関が発行した「工事実績証明書」（写しても可。ただし公告日から1年以内に発行されたものに限る。）</p> <p>(3) 契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること）（配置技術者を確認できるもの）</p> <p>(4) 施工計画の現場組織表（配置予定技術者が、「担当技術者」として従事した場合）技術的に携わった担当を明確に確認できるもの</p> <p>2 公共機関以外の発注の場合は、(1) (2)の両方を提出してください。</p> <p>(1) 契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること）（配置技術者と工事内容を確認できるもの）</p> <p>(2) 一括下請けがなかったことを証明する書類</p> <p>①契約書に一括下請禁止事項がある場合、契約書の写し。</p> <p>②契約書に一括下請禁止事項がない場合、一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者からの証明書。</p> <p>上記書類で条件を満たす工事規模等および配置予定技術者が技術的に携わったことが明確に判断できない場合は点数が無効となります。必要に応じて工事内容・規模等が確認できる図面等を添付してください。</p> <p>特に、CORINSのデータ入力力が「代表値」となっている場合等は、判断できないことがあります。必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。</p> <p>また、CORINSの竣工時カルテ受領書以外を提出する場合などは、別途、配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるものを提出してください。</p> <p><END></p>		
			上記以外の発注工事の元請施工実績がある。				0.5	0.5									1	
			実績なし。				0.0	0.0										0

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績 の取り扱い 構成員の 平均値採 用	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
			特別簡易型 企業育成型		特別簡易型 通常型			簡易型								
			I型	II型	I型	II型	III型	I型	II型	III型						
災害時活動協力	新潟市の災害協定の有無 (現年度(公告日前日まで) 及び過去3ヶ年度内の協 定)	工事施工場所と同一区域内での災害協定の締結実績あり	3.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	<p>災害時活動協力については、新潟市地域防災計画に基づく公共施設の被害調査、応急対策、応急復旧を目的に新潟市長と協定を締結している場合に評価の対象となります。 (新潟市水道事業管理者と締結した災害協定については、評価の対象となります。) (新潟市と契約締結している「阿賀野川床固め公園施設撤去・復旧業務委託」については、新潟市地域防災計画に基づく協定ではありませんので、評価の対象となります。)</p> <p>現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内において、新潟市と災害協定の締結がある場合、評価の対象となります。(活動の実績の有無は問いません。)</p> <p>【注意事項】 ① 災害協定のほか、被害箇所の応急対策等について、各企業が市長と「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」を締結している場合など、その「申し合わせ書」などで災害活動の対象の位置が明確に工事施工場所と同一区域内と判断できる場合、配点ランクは「2」に該当します。また、工事施工場所と同一区域外の場合は、配点ランク「1」に該当します。 ② ○○協同組合や△△協会などが新潟市長と災害協定を締結している場合、その協会等に加わっているだけの場合は、工事施工場所と同一区域内とみなしませんが、配点ランクは「1」に該当します。 ③ なお、「申し合わせ書」などで災害活動の対象の位置が2区以上にまたがっている場合については、申し合わせ書などを取り交わした所管課の属する区が対象となります。 (※上記項目については、平成23年7月1日以降公告案件から適用しているものです。)</p> <p>【参考】 「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」とは、市では、新潟市地域防災計画の応援要請計画において、「大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみの対応では、住民の生命・財産の保護等活動に十分な対応ができないことも考えられるため、他の地方公共団体や民間団体等広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。」こととしており、「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの協定を各種団体や企業などの方々と締結しているものです。 災害協定の締結は、下記の担当課が窓口となります。 ① 「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの包括的協定については、市民生活部危機管理防災課が窓口となります。 ② 上記協定に基づく「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」などの詳細事項の協定については、詳細事項を主管する担当課が窓口となります。 新潟市市民生活部危機管理防災課のホームページ「災害時応援協定について」を参考としてください。 (http://www.city.niigata.jp/info/bousai/3koujou/kyotei/kyotei.htm)</p>	●		
		上記以外での災害協定の締結実績あり	2.4	1.6	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	1				
		契約実績なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
除雪協力	新潟市の除雪協力の有無 (現年度(公告日前日まで) 及び過去3ヶ年度内の協 約) (複数の契約がある場合 は、何れか1つの契約で判 断し評価する。)	工事施工場所と同一区域内において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	3	<p>現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内において、新潟市と道路除雪作業の委託契約の締結がある場合に評価の対象となります。 評価の対象となる契約は「道路除雪作業委託契約(以下「委託契約」という。)」です。 (道路区域における道路除雪及び歩道除雪の契約が対象となります。) (道路以外の駐車場等の除雪作業にかかる委託契約は評価の対象となります。)</p> <p>【評価の対象とする除雪機械】 道路除雪に必要な主たる機械(除雪グレーダ、除雪ドーザ、スノーローダ、ショベルローダ、タイヤショベルなど(以下「除雪機械」という。))のことを指します。</p> <p>【注意事項】 ① 委託契約の締結が複数ある場合は、何れか1つの契約で判断し評価します。 ② 除雪協力の活動対象場所、工事施工場所の区、及び除雪機械の貸与の有無により評価の配点ランクを選択します。なお、国・県道の除雪協力で複数の区にまたがっている契約については、その主たる区で判断します。 ③ 主たる区とは、活動対象路線の延長距離が一番長い区のことを指しますが、それ以外の区であっても1区内の延長距離が5km以上の場合は、主たる区として取り扱います。 ④ 一つの委託契約において、自社の除雪機械と新潟市から貸与を受けた除雪機械の双方を使用して除雪作業を行う場合は、新潟市から除雪機械の貸与を受けないものとして取り扱い、評価します。 上記の場合、除雪協力の区域が、工事施工場所と同一区域内の場合、配点ランクは「4」に該当し、工事施工場所と異なる区域の場合、配点ランクは「2」に該当します。</p>	●		
		工事施工場所と異なる区域において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	2.4	1.6	1.6	1.6	1.6	0.8	0.8	0.8	2				
			新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり。	2.4	1.6	1.6	1.6	1.6	0.8	0.8	0.8	2				
			新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	1.92	1.28	1.28	1.28	1.28	0.64	0.64	0.64	1				
			契約実績なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
地域内拠点	本社(本店)の所在地(入札参加申込締切日現在)	本社(本店)が工事施工場所と同一区域内に存在する。			0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2	<p>本社(本店)の所在地で判断し、該当する配点ランクにより評価します。</p> <p>上記については、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。</p>	●			
		本社(本店)が上記以外の新潟市内に存在する。			0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1					
		本社(本店)が新潟市内に存在しない。			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
新潟市消防団協力事業所	新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無(公告日現在の認定)	新潟市消防団協力事業所表示証を交付されている。		1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	<p>公告日現在において、「新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱」に基づく新潟市消防団協力事業所としての認定を受け、表示証の交付を受けている場合に評価の対象となります。</p>	●		
		該当しない。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				

地域・社会貢献度(選択)

技術資料の別記様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を熱心のうえ記入し、提出してください。

【注意事項】「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」で災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区域内かどうか明確になっている場合、その区名を記入してください。

新潟市全域を活動の対象としている協定の場合は、工事施工場所と同一区域内とみなしませんが「該当する区」は空欄のままにしてください。

【提出が必要な資料】① 新潟市と協定を締結している場合は、協定書の写し

② 上記に基づき、申し合わせ書を締結している場合で災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区域内の場合は、申し合わせ書の写し及び災害活動の対象の位置が分かる図面等の写し

③ 災害活動の対象の位置と工事施工場所と異なる区域の場合は、申し合わせ書の写しのみ(図面等の写しについては提出不要です。)

④ ○○協同組合や△△協会と市長が協定書を締結している場合は、企業がそれらの団体に加入していることを証明する書類

<END>

技術資料の別記様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を熱心のうえ記入し、提出してください。

委託契約の締結がある場合、その活動対象の区名、及び新潟市から除雪機械の貸与の有無について記入してください。

【提出が必要な資料】① 新潟市と委託契約を締結している場合、契約書の写し

② 委託契約の活動対象の位置が工事施工場所と同一区域内の場合、活動の対象の位置が分かる図面等の写し

なお、活動対象の位置と工事施工場所と異なる区域の場合、図面等の写しの提出は不要です。

<END>

技術資料の別記様式第1号～第8号に、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている本社(本店)の所在地を記入してください。

<END>

技術資料の別記様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を熱心のうえ記入し、提出してください。

また、表示証の交付がある場合、その表示証の交付を受けた年月を記入してください。

【提出が必要な資料】消防団協力事業所表示証の写し

(写しの提出があった場合、表示証には交付を受けた年月しか記載されていないので、市で交付を受けた年月日を確認し公告日現在での有効性について判断します。)

<END>

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績 の取り扱い 構成員の 平均値採 用	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
			特別簡易型			簡易型			特別簡易型							
			企業育成型	I型	II型	I型	II型	III型	I型	II型	III型					
高齢者雇用	高齢者雇用の有無（公告日現在の雇用、規定）	高齢者を継続雇用している。				0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2	<p>公告日現在における、高齢者（60歳以上65歳未満の人）の継続雇用や就業規則等への規定により配点ランクを選択します。</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 60歳に満たない人を公告日前日の1年以上前から継続雇用し、その人が60歳以上に達してもなお雇用保険法に規定する雇用保険の加入を伴って1年以上の雇用契約を締結している場合に評価の対象となり、配点ランク「2」に該当します。（60歳以上に達してから実際の雇用期間が1年以上経過した人のみが対象となるものではありません。）</p> <p>なお、その人が65歳に到達した場合は、配点ランク「1」もしくは「0」となります。</p> <p>② 60歳以上65歳未満の人を継続雇用していても、就業規則等に「高齢者」雇用を規定し、労働基準監督署に提出している場合は、配点ランク「1」に該当します。</p> <p>③ 一旦雇用期間が満了した人を、雇用していない期間が1日もなく継続して雇用契約を締結している場合は、継続雇用として取り扱います。</p> <p>その際の契約内容については、労働時間が不定期な非常勤としての雇用形態であっても継続雇用として取り扱います。</p> <p>④ 一旦雇用期間が満了し、その後、1日でも自社に雇用していない期間がある場合の再雇用は、継続雇用として取り扱いません。</p> <p>⑤ 雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者とし、雇用保険の適用除外となる役員のみ職務として継続して任用する場合は、評価の対象となります。</p> <p>⑥ 親会社が子会社に対して明確な支配力（例えば、連結子会社又は親会社の身分を保持したまま子会社の支配的身分を兼ねている場合など）を有し、親子会社間で採用、配置転換等の人事管理を行っている場合は、当該雇用されている者が所属する会社の高齢者雇用として扱います。</p> <p>なお、今まで自社で雇用していなかった60歳以上65歳未満の人を新規に雇用した場合は、高齢者雇用での評価の対象にはなりません。新規雇用（雇用状況）での評価の対象となる場合がありますので、そちらの留意事項を参照してください。</p> <p><END></p>	●		
		上記に該当しないが、就業規則等に規定している。				0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1				
		上記を規定していない。				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
次世代育成支援への協力	就業規則等での育児休業制度及び介護休業制度に関する規定の有無（公告日現在の規定）	育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。				0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2	<p>公告日現在において、関係法令に基づく育児休業制度および介護休業制度の規定がある就業規則があり、労働基準監督署に提出している場合に評価の対象となります。</p> <p>次世代育成支援とは、次代の社会を担う子供を育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者が行う雇用環境の整備その他の取組みのことです。</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 育児休業制度および介護休業制度の両方の規定がある場合、配点ランクは「2」に該当します。</p> <p>② いずれか一つの規定がある場合、配点ランクは「1」に該当します。</p> <p><END></p>	●		
		育児休業制度又は介護休業制度の何れかを就業規則等で規定している。				0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1				
		規定していない。				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
ボランティア活動	新潟市内におけるボランティア活動の実績（現年度（公告日前日まで）及び過去3カ年度の実績）	継続して3年以上の実績がある	工事施工場所と同一区域内でボランティア活動の実績がある。				1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	4	<p>ボランティア活動の評価については、現年度（公告日前日まで）及び過去3カ年度の間に、新潟市内において「道路、公園、河川、海岸、運等の公共空間での清掃活動や植樹活動等、直接的な環境美化・環境保全活動」を行った場合に評価の対象となります。</p> <p>【必要条件】</p> <p>上記の活動について、毎年実施しているなど定期的かつ継続して実施している場合や今後将来的に定期的に実施していく予定の新たな活動を行った場合などが評価の対象となります。上記の活動を企業として行った場合、もしくは上記の活動を行うボランティア団体等に所属し、企業としてボランティア活動に参加した場合に評価の対象となります。</p> <p>【注意事項】</p> <p>① ボランティア団体等については、地域に寄与する上記の活動について、定款や会則に活動内容を示している団体とします。</p> <p>② 公共空間は、通常、国、旧公団、県、市が設置もしくは管理しますが、その他の団体や個人が所有もしくは管理している空間であっても、不特定多数の方が自由に入りもしくは利用できる空間で、且つ、営利活動を目的としない場合は、公共空間とみなします。</p> <p>【例】 ○○土地改良用の用・排水路（水路敷）や日常的に不特定多数の人が通行する私道などは、公共空間とみなします。ただし、地域のごく一部の入しか知り得ず、主にその人たちのみが利用するような空間は、公共空間とはみなしません。</p> <p>【評価の対象とならない活動の例】</p> <p>① 工事箇所周辺の一時的・臨時的な清掃活動など</p> <p>② 廃品回収活動</p> <p>③ 防犯活動</p> <p>④ 防災訓練</p> <p>⑤ 赤い羽共同募金、献血推進活動などの福祉的な活動</p> <p>⑥ 自治会への会費の納入や神社への寄付など金銭的な支援行為など</p> <p>⑦ 祭り等のイベント開催後の後始末に含まれる清掃活動など</p> <p>⑧ 学校の敷地内の活動（不特定多数のものが自由に入出入りもしくは利用できないため）</p> <p><END></p>	●	
			上記以外でのボランティア活動の実績がある。				0.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	3			
		継続して2年以上の実績がある	工事施工場所と同一区域内でボランティア活動の実績がある。				0.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	3			
			上記以外でのボランティア活動の実績がある。				0.64	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	2			
		1年の実績があり、継続することとしている	工事施工場所と同一区域内でボランティア活動の実績がある。				0.64	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	2			
			上記以外でのボランティア活動の実績がある。				0.51	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1			
実績なし。				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績 の取り扱い 構成員の 平均値採 用	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
			特別簡易型			特別簡易型			簡易型							
			企業育成型		通常型	通常型		通常型	簡易型		簡易型					
I型	II型	I型	II型	III型	I型	II型	III型	I型	II型	III型						
市内企業の活用	一次下請を含む市内企業（入札参加申込締切日現在）の活用状況	自社及び一次下請の施工において、市内本社（本店）の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。	3.0	3.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	4	<p>市内企業の活用は、公告案件に対する受注者の施工体制により評価するものです。過去の業績等により評価するものではありません。</p> <p>請負金額に対する市内に本社（本店）が所在する企業が施工する工事費総額の割合により、該当する配点ランクにより評価します。</p> <p>上記において、共同企業体で入札に参加する場合も同様とします。</p> <p>「割合（%）」＝「工事費総額（自社施工及び一次下請施工の和）」÷「請負金額」</p> <p>【参考】 「自社施工の工事費」＝「請負金額」－「下請総額」</p> <p>入札参加者の本社（本店）の所在地は、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。</p> <p><END></p> <p>【注意事項】 受注者の責により「市内企業の活用」の自己評価の配点ランクが満足できなかった場合は、「総合評価点算定基準」により工事成績評定点を次のとおり減点しますので注意してください。</p> <p>【減点値の算定方法】 減点値＝8点×（α－γ）／α（小数点以下第1位四捨五入整数止） α：落札時の「市内企業の活用」の技術評価点 γ：達成度合いに応じて再計算した「市内企業の活用」の技術評価点 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当</p>	<p>技術資料の別記様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、請負金額に対する市内に本社（本店）が所在する企業が施工する工事費総額との割合により記入してください。</p> <p>【市内企業活用の確認方法】 工事費の割合については、1千万円以上の工事に義務づけられている「竣工時下請報告書」により市内企業の活用状況を確認します。</p> <p><END></p>	●		
		上記の工事費総額が、請負金額の70%以上である。	2.25	2.25	1.5	1.5	1.5	0.75	0.75	0.75	3					
		上記の工事費総額が、請負金額の60%以上である。	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	2					
		上記の工事費総額が、請負金額の50%以上である。	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.25	0.25	0.25	1					
		上記に該当しない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
ISO9001の 認証取得	ISO 9001 認証取得の有無（公告日現在の認証）	ISO 9001の認証を入札参加者名で受けている。	/	/	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	<p>公告日現在において有効なISO9001の認証取得があり、その認証を受けた部署が入札参加者同一の場合に、評価の対象となります。（有効期限が公告日より前のものや認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は、評価の対象となりません。）</p> <p>【評価の対象とならない認証の例】 〇〇建設（本社）で入札に参加したが、認証を受けている部署は〇〇建設（△△営業所）のみの場合。</p> <p>【注意事項】 前年度行なっていた「ISO14001の認証取得」を含めての評価は、平成24年度4月1日以降では行ないません。ご注意ください。</p> <p><END></p>	●			
		上記の認証なし。	/	/	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
ISO14001の 認証取得	ISO 14001 認証取得の有無（公告日現在の認証）	ISO 14001認証を入札参加者名で受けている。	/	/	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	<p>公告日現在において有効なISO14001の認証取得があり、その認証を受けた部署が入札参加者同一の場合に、評価の対象となります。（有効期限が公告日より前のものや認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は、評価の対象となりません。）</p> <p>【評価の対象とならない認証の例】 〇〇建設（本社）で入札に参加したが、認証を受けている部署は〇〇建設（△△営業所）のみの場合。</p> <p>【注意事項】 前年度行なっていた「ISO9001の認証取得」を含めての評価は、平成24年度4月1日以降では行ないません。ご注意ください。</p> <p><END></p>	●			
		上記の認証なし。	/	/	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
エコアクション21の 認証取得	エコアクション21の認証取得の有無（公告日現在の認証）	エコアクション21の認証がある。	/	1.0	/	/	/	/	/	/	1	<p>公告日現在において有効なエコアクション21の認証を受けている場合に評価の対象となります。（有効期限が公告日より前のものは評価の対象となりません。）</p> <p>【注意事項】 前年度行なっていた「ISO14001の認証取得」又は「建設業労働災害防止協会への加入」を含めての評価は、平成24年度4月1日以降では行ないません。ご注意ください。</p> <p><END></p>	●			
		該当しない。	/	0.0	/	/	/	/	/	/	0					
優良工事表彰等	指定区分での新潟市優良工事表彰又は一定以上の工事成績の有無（現年度（公告日前日まで）及び過去4カ年度内での表彰又は工事成績）	指定区分での優良工事表彰の受賞あり。	/	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	<p>入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」の「優良工事表彰等」に記載している要件を満たす工事が評価の対象となります。</p> <p>【注意事項】 ① 現年度（公告日前日まで）及び過去4カ年度内での新潟市優良工事表彰の受賞がある場合、配点ランクは「2」に該当します。 ② 新潟市優良工事表彰の受賞がなくとも、現年度（公告日前日まで）及び過去4カ年度内にしゅん工した工事において、工事成績評定点が80点以上と採点された工事がある場合、配点ランクは「1」に該当します。</p> <p><END></p>	●			
		指定区分での80点以上の工事成績評定点あり。	/	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1					
		受賞等なし。	/	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0		

地域・社会貢献度へ選択

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績の取り扱い 構成員の平均値採用	落札候補者となった場合	前版から変更あり					
			特別簡易型			簡易型			特別簡易型												
			企業育成型			通常型			特別簡易型												
			I型	II型		I型	II型	III型	I型	II型	III型										
新規雇用 (必須/除外)	雇用状況	新規雇用及び解雇の有無 (公告日前日から過去1年間の実績)	解雇がなく、入札参加登録時の総職員数の4%以上新規雇用した。										3	<p>公告日前日から過去1年間に新規雇用者(満年齢が65歳未満のものに限る)がいる場合、もしくは1人も解雇者がいない場合に評価の対象となります。 公告日前日から過去1年間に1人でも解雇者がいる場合は評価の対象となりません。</p> <p>【解雇者に該当する場合の例】 ① 実質は懲戒解雇、若しくは自主退職等であったとしても、企業側の配慮で離職の理由を会社都合とした場合 ② 早期退職者募集により人員を整理した場合 ③ 今回の評価の対象となる新規雇用者を解雇した場合</p> <p>【解雇者に該当しない場合の例】 ① 懲戒解雇、若しくは自主退職や定年退職により離職した場合 ② 定年退職者を再雇用したが、その人が高齢等のため職務に耐えられなくなった場合などによる理由で、その人に離職してもらう場合(雇用調整以外の離職) ③ 関連企業(ここで言う関連企業とは、「代表者が同一人の企業の集団」および「連結納税を行っている企業の集団」のことを言います。以下同じ。)内において、他社に配置する目的で自社を会社都合により離職した人については、関連企業(※1)内での異動とみなし、解雇者として取り扱いません。 <*></p> <p>【新規雇用者に該当し評価の対象となる場合】 ① 自社に初めて雇用した人(新卒者や関連企業以外の他社を離職した人など)については、1年以上継続して雇用する雇用契約を締結し、現在も在籍している場合に新規雇用者有りとして評価の対象となります。 ② 試用期間が満了し本採用として再度雇用契約を締結した場合には再雇用と見なしませんので、過算して1年以上の雇用期間があれば評価の対象となります。(例1参照) ③ 期間を定めて雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新(再雇用)の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について、一番最初に採用した時から過算して1年以上の雇用契約が確定した時点で新規雇用者に該当し評価の対象となります。(例1参照) ④ 新規雇用者の住所および勤務先の所在地は、新潟市以外でも新規雇用者として取り扱います。 <*></p> <p>【新規雇用者に該当しない場合】 ① 公告日以降、技術資料の提出締切日までの期間に新規に雇用した人が退職した場合、もしくは退職することが明らかであり、新規に雇用した人の雇用期間が1年に満たない場合は、その人については新規雇用者として取り扱いません。 ② 期間を定めた雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新(再雇用)の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について、一番最初に雇用した時から既に1年以上経過している人については新規雇用者として取り扱いません。(例2参照) ③ 自社を定年退職した人の継続・再雇用は、新規雇用者として取り扱いません。 ④ 自社に1年以上雇用していた人の契約期間が満了し、その人の雇用契約を更新するなど再度雇用した場合、新規雇用者として取り扱いません。 ⑤ 再度雇用する際、期間の定めのない正社員として新たに雇用契約を締結した場合であっても、新規雇用者として取り扱いません。 ⑥ 関連企業内において、ある会社を離職した人を他の会社で雇用した場合、関連企業内での異動とみなし、新規雇用者として取り扱いません。 ⑦ 雇用保険の適用となる適用事業と雇用される労働者を評価の対象とするものであり、例えば、雇用保険の適用除外となる役員のみ職務として新規に任用した場合は、新規雇用者として取り扱いません。 <*></p> <p>【加点評価での件数制限について】 ① 配点ランク「2」以上で加点評価し落札候補者とする案件は、当該年度内において3件までとします。 ② 上記の件数は、開札日を基準日として、総合評価点を決定する際に件数を数えます。 ③ 同日に開札される案件が複数ある場合、案件番号の若い順番に総合評価点を決定し、その途中で3件目に到達した場合、それ以降の案件について自己評価で配点ランクが「2」以上の場合であっても配点ランクは「1」として総合評価点を決定します。 ④ 落札候補者となり一度件数として数えられた案件については、その後の審査での減点や失格もしくは本人からの辞退等により落札候補者でなくなった場合であっても、そのまま件数として数えます。 ただし、落札候補者でなくなった理由が発注者の責による場合は、この限りではありません。 ⑤ 技術資料提出時点において、配点ランク「2」以上の落札候補者の案件が3件未満であれば、評価基準のとおり本来の配点ランクで自己評価して構いません。 技術資料提出後から総合評価点を決定するまでの間に他の案件で3件目に到達した場合、市で評価点を配点ランク「1」に修正します。 ⑥ 3件までとする制約がありますので、どの案件に対して配点ランク「2」以上で評価するかは個々の企業の自由な判断によりますので、配点ランク「2」以上で評価することが可能な場合であっても配点ランクを「1」として評価することは構いません。 ⑦ 特定共同企業体で入札に参加し落札候補者となった場合の代表者および構成員については、件数制限を適用しません。 <*></p> <p>【配点ランク「2」の計算について】 配点ランク「2」に該当する場合の端数処理については、次のとおりです。 ① 新規雇用者数/総職員数(%) = a は小数点以下第2位四捨五入1位止です。 ② 評価点の(a × 0.25) + 1 は小数点以下第3位四捨五入2位止です。 ③ 総職員数は、入札参加者名簿に「新規申請」もしくは「2年毎の継続申請」の時に申請し登録された総職員数です。 ④ 上記申請後に総職員数の変更申請を行った場合であっても、この評価項目の算定においては、総職員数は上記申請時の人数で算定します。 <END></p> <p>【雇用状況の配点ランクが「2」以上の場合における当初落札候補者が辞退もしくは減点により次点の入札参加者等が新たな落札候補者となった場合の当該落札候補者の雇用評価の取扱いは】 当初落札候補者が辞退もしくは減点により次点の入札参加者等が新たな落札候補者となる場合の雇用評価の取扱いについては、下記によるものとします。 ① 件数に数えることとする取扱いは ⇒ 次点の入札参加者等に対して契約担当課から落札候補者となる旨の通知がされ、次点の入札参加者等が、提出すべき技術資料(別記様式第2号～第8号)を契約担当課に提出した時点をもって件数を数えます。 ② 件数に数えないこととする取扱いは ⇒ 次点の入札参加者等に対して契約担当課から落札候補者となる旨の通知がされたが、技術資料(別記様式第2号～第8号)の提出をせず、書面等により辞退の申し出を行った場合は、件数に数えません。(次点の入札参加者等が提出すべき技術資料(別記様式第2号～第8号)を契約担当課に提出した後の辞退は、件数に数えます。) ③ 補足 上記次点の入札参加者等が、さらに辞退もしくは減点によりさらに次点の次点の入札参加者等が新たな落札候補者となった場合は、上記①及び②を準用して行うこととします。</p>							
			解雇がなく、新規雇用あり。 入札参加登録時の総職員数の4%未満の場合 新規雇用者数/総職員数(%) = a (小数点以下第2位四捨五入1位止め)				(a × 0.25)	(a × 0.25)	(a × 0.25)	(a × 0.25)	(a × 0.25)	(a × 0.25)	(a × 0.25)		+	+	+	+	+	+	2
			解雇がなく、新規雇用もない。				1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0								1
			解雇がある。				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								0

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績の取り扱い 構成員の平均値採用	落札候補者となった場合	前版から変更あり
			特別簡易型			簡易型										
			企業育成型	通常型												
I型	II型		I型	II型	III型	I型	II型	III型								
新規雇用 (必須/除外)																
			<p>[例1] 期間を定めた雇用で、新規雇用に該当する例</p> <p>公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去1年間に、最初の雇用があり、且つ、通算して1年以上の雇用契約が確定しているため、評価の対象となります。</p> <p>[例2] 期間を定めた雇用で、新規雇用に該当しない例</p> <p>公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去1年間に、最初の雇用はあるが通算して1年以上の雇用契約が確定していないため、評価の対象にはなりません。</p> <p>公告日がこの時点での案件については、最初の雇用が、公告日前日から過去1年間にないため、評価の対象にはなりません。</p>													